

「令和5年度水田収益力強化ビジョン」の考え方 および今後の推進について(案)

以下の考え方にもとづき「福島県水田収益力強化ビジョン」の策定を進め、需要に応じた生産を推進する。

1. 福島県水田農業の現状・課題

- 構造的な人口減少とコロナ禍により米の需要が急激に減少する中、主食用米の作付面積は、令和3年産の4,500haに続いて令和4年産も2,800haの削減と大規模な作付転換に取り組んだ。
- こうした取り組みの成果により、需給改善の兆しが認められ、令和4年産の相対取引価格も回復基調で推移しているが、令和2年産の水準には至っていない。
- 被災12市町村での営農再開面積も徐々に増加してきているが、一部市町村を除く担い手の確保を含め、緒についたばかりの状況。
- 本県の水田における麦・大豆・園芸作物等の作付比率は6%程度と少なく、非主食用米においても飼料用米・備蓄米で全体の概ね92%を占め、飼料用米・備蓄米を中心とする需要に応じた生産の取り組みとなっている状況。
- ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行による飼料用作物の価格高騰等により食料安全保障に対する機運が高まる中、国の予算・施策も輸入依存の高い小麦、大豆、飼料用作物の生産振興に軸足を置く措置がされており、今後も継続するものと見込まれる。
- 今後とも需要減少が継続するなか、非主食用米においては加工用米・輸出用米の拡大、水稻以外でも麦・大豆・園芸作物等の拡大など多様な水田農業の再構築が大きな課題。
- あわせて、担い手の高齢化・減少が急速に進展するなか改正農業経営基盤強化促進法において令和7年3月末までに「地域計画」の策定が必要となったことを踏まえ、農地集積・担い手確保の取り組みと連動させた地域農業再生協議会単位での水田農業の将来像を描く必要。
- こうした中、令和5年度の取り組みの検討に際しても、地域農業再生協議会単位で中長期的な水田農業の将来展望にかかる検討が不可欠。

2. 基本的考え方

人口減少等による米の需要減少は今後も継続すると見込まれる中、引き続き需要に応じた米の生産販売に徹底して取り組むこととし「生産数量の目安（面積）」51,900haの確実な達成に向け水田農業にかかわる関係者一体となって取り組みを展開する。

併せて、地域の実態に応じた振興品目を設定し、中長期的な視点から振興品目の産地づくりを進める。

<主な作物の重点取り組み>

① 主食用米・備蓄米

- 非主食用米、畑作物の生産・拡大をすすめ、生産面積目安の達成を期す。
- 「天のつぶ」、「里山のつぶ」への品種転換をすすめ、担い手への農地集約等も含めたコスト削減に取り組み、他県と比較して競争力のある生産構造への転換をすすめながら、事前契約による安定的な需要確保を図る。
- 生産者に対しては「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換を引き続き促し、多収品種や多収技術の導入を継続して推進する。

<福島県産米の銘柄別集荷数量・割合>

(単位:千ト)

		コシヒカリ				ひとめぼれ	天のつぶ	その他	合計
		(中通り)	(会津)	(浜通り)	計				
集荷数量	令和2年産	44.0	35.1	5.9	85.0	29.8	22.9	13.2	150.9
	令和3年産	39.8	31.1	5.1	76.0	24.1	18.2	10.1	128.4
	令和4年産	35.5	29.0	4.5	69.0	20.8	10.9	11.0	111.7
構成比	令和2年産	29.2%	23.3%	3.9%	56.3%	19.7%	15.2%	8.7%	100.0%
	令和3年産	31.0%	24.2%	4.0%	59.2%	18.8%	14.2%	7.9%	100.0%
	令和4年産	31.8%	26.0%	4.0%	61.8%	18.6%	9.8%	9.8%	100.0%

農林水産省「産地別契約・販売状況」(速報)より

令和2年産は令和3年8月末時、令和3年産は令和4年8月末時集荷数量

令和4年産は令和4年12月末時集荷数量

- 備蓄米については、県別優先枠27,050トの確実な取り組みを進める。

② 飼料用米生産の維持・定着化

- 令和5年産においても作付転換の中心として位置づけ飼料用米生産の維持・定着化を図る。
- 令和5年度予算において複数年加算が廃止されたことから、標準単収以上の収量確保に向けた生産の取り組みを進める
- 令和6年産以降一般品種による飼料用米に対する戦略作物助成が段階的に引き下げられることから、大規模生産者・集落営農組織を中心に多収品種による生産を推進する。
- 併せて地域段階においては、令和6年産以降の多収品種の導入を啓発するとともに多収品種の導入戦略（地域での位置づけ、ターゲットとする生産者、推進計画等）のビジョンへの反映を協議・検討する。

③ 加工用米・輸出用米の拡大

「コメ新市場開拓等促進事業」等を積極的に活用し拡大を図るとともに実需者との結び付きの強化を図り安定生産に向けた取り組みを推進する。

④ 畑作物(麦・大豆・そば、飼料用作物及び高収益作物)の生産拡大と産地づくりに向けた取り組み

- 「福島県産麦の今後の推進方針」、「福島県産大豆の今後の推進方針」及び「水田農業高収益化推進計画」にもとづき、関係者が一体となった推進を展開。
- 各農林事務所・普及所単位に設定された「畑作物のモデル地区」、「推進対象地区」をはじめ既存団地を中心に「畑作物産地形成促進事業」、「畑地化促進事業」等畑作物の本作化対策事業を積極的に活用し作付面積の拡大を図る。
- 「畑作物のモデル地区」においては、収量・品質の向上に向けた技術対策、排水対策のほか生産者の所得向上に向けたコスト削減、流通対策等活動計画に基づく取り組みを支援し、他地区への波及効果を目指す。
- 基盤整備、地域計画と連動した麦・大豆、高収益作物の団地化等面的拡大に向けた取り組みについても協議・検討を行う。

3. 作物ごとの作付計画

単位：h a

作物	4年産作付面積	5年産作付予定面積※1
主食用米	51,900	51,900
飼料用米	12,631	12,600
米粉用米	13	地域の積み上げ
新市場開拓用米	82	100
WCS用稲	1,078	1,100
加工用米	382	450
備蓄米	5,408	5,300
麦	291	330
大豆	786	940
飼料作物	1,642	1,700
そば	1,828	2,100
なたね	51	55
高収益作物	950	1,000

※1：令和4年11月30日「令和5年産米の制度別・用途別作付計画等」より。

4. 令和5年産米の需要に応じた生産・販売の取り組みの推進

- 地域農業再生協議会は、早急に関係者と協議のうえ令和5年産米の制度別・用途別作付計画、中長期的な取り組み方針を策定し、生産者に需給環境と水田農業の将来方向を十分説明しながら推進を開始。
- とりわけ、将来を見通し飼料用米への転換に限らない、加工用米・輸出用米、麦・大豆・高収益作物等への転換について、積極的に取り組みを展開。

以上